

広島県告示第千百号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によつて、広島県立文化芸術ホールの管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があつた。

平成十九年十一月十五日

広島県知事 藤田雄山

（署名）

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
1 名称及び代表者の氏名

財団法人郵便貯金振興会 理事長 清水英雄

2 主たる事務所の所在地

東京都港区芝大門一丁目一番地三号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

指定管理者の名称

2 変更内容

変	更	前
財団法人郵便貯金振興会	財団法人ゆうちょ財團	後

三 変更年月日

平成十九年十月一日